

PEFC ガイド
PEFC 手順文書

PEFC GD 1006:2012

発行日：2012年11月27日

認可団体が存在しない国において COC 認証業務を行う

認証機関に関する PEFC 公示

PEFC 評議会

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport
CH-1215, Geneve, Switzerland
電話：41-22-799-4540
ファックス：41-22-799-4550
W-mail: info@pefc.org
Web: www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2012

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体もよって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体もよって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：認可団体が存在しない国において COC 認証業務を行う認証機関に関する PEFC 公示

文書名：PEFC GD 1006:2012

承認：PEFC 評議会理事会 2012 年 11 月 13 日

発行日：2012 年 11 月 27 日

発効日：2013 年 4 月 1 日

移行期間：2014 年 1 月 1 日

目次

1	適用範囲	5
2	引用規格	5
3	用語と定義	5
	3.1 認定認証書	5
	3.2 認可団体	5
4	PEFC 公示の条件	5
5	PEFC 公示発行の手順	6
6	PEFC 公示認証機関の責務	7
7	PEFC 公示の有効期間	7

付属書一覧表：

付属書 1：PEFC 公示契約書

付属書 2：PEFC 公示の申請書

付属書 3：PEFC 公示料金表

付属書 4：PEFC 評議会認証書報告の書式

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の主張やラベルが貼付された商品は、原材料の出処が持続可能に管理された森林であることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、定期的な評価の下に PEFC 評議会の要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

この文書により、ガイド GD 1006:2010「認可団体が存在しない国において COC 認証業務を行う認証機関に関する PEFC 公示」は変更され、代替される。

この文書は、2013 年 4 月 1 日に発効する。この日付以前に PEFC 評議会公示の対象範囲内で発行された PEFC-COC 認証書に関する公示料金の移行日は 2014 年 1 月 1 日である。

序論

PEFC 認証は、その技量と独立性を示すために、国際認定フォーラムの加盟メンバーかその一部をなす各国の認定機関による認定を受けた第三者認証機関によって実行されなければならない。PEFC 公示は、認定認証機関とスキームオーナー (PEFC) の間に必要な連鎖を確立し、認証機関が PEFC 承認認証書を発行することを可能とする。

1. 適用範囲

この文書は、PEFC 認可団体が存在しない国において PEFC の COC 認証業務を実行する認証機関に対する PEFC 公示の発行に関する手順を解説する。認可団体が存在する国においては、公示は該当する認可団体から直接取得される。

注意書：認可団体が存在する国の最新リストは PEFC 評議会から入手可能である。

2. 引用規格

下記の引用文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の最終版（最新版の修正を含む）、または該当引用文書を代替する文書が適用される。

PEFC ST 2002:2010、林産品の COC - 要求事項

PEFC ST 2003:2012、PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項（注意書：PEFC テクニカル文書付属文書 6 にある PEFC の COC 認証業務を実行する認証機関に関する要求事項から PEFC ST2003:2012 の要求事項への移行期間は、2014 年 7 月 2 日に終了する PEFC ST 2003:2012 の 5.2.2 項を除いて、2013 年 7 月 2 日に終了する。）

PEFC GD 1004:2009、PEFC 認証制度の管理運営

ISO/IEC 17065:2012、適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項（注意書：ISO/IEC ガイド 65 から ISO/IEC 17065 への移行期間は、2012 年 9 月 15 日に終了する。）

3. 用語と定義

3.1 認定認証書

認証機関が受けた認定の範囲内で発行された認証書で、認定機関のシンボルを記したものを。

3.2 認可団体

PEFC 評議会に代わって PEFC 認証制度を統治する権限を PEFC 評議会によって与えられた主体。

注意書：認可団体とは、自国において運営する PEFC 各国認証管理団体、または PEFC 認証制度の統括の権限を PEFC 評議会によって与えられたその他の主体。

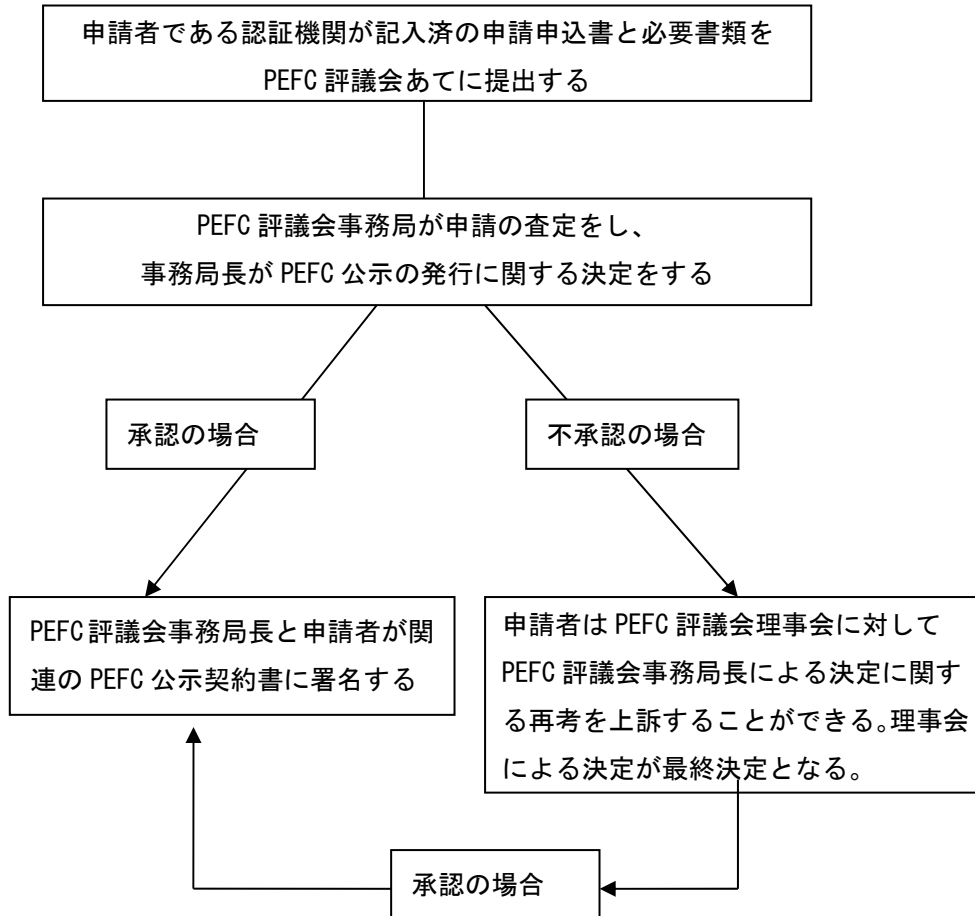
4. PEFC 公示の条件

PEFC 評議会からの公示を申請する認証機関は、下記でなければならない。

- 法主体である。
- 認証機関の身元確認データおよび/または PEFC が定めるその他のデータを含めて、一般公開される PEFC 評議会インターネット・データベースに掲載されることに合意する。
- 国際認定フォーラム（IAF）の製品認証のための国際相互承認協定（MLA）に署名した認定機関によって発行された有効な認定を有する。認定は、ISO/IEC17065:2012 に照らしたものであり、その認定の対象範囲は明確に PEFC 2002:2010 を含まなければならない。

- PEFC 評議会との間の PEFC 公示契約書に署名をする。(付属書 1)

5. PEFC 公示発行の手順



6. PEFC 公示認証機関の責務

PEFC 公示認証機関は下記を実行しなければならない。

1. PEFC ST 2003:2012 に則って発行された有効な認定を所有、保管しており、該当の認定に関する変更があった場合は即刻 PEFC 評議会に伝える。要求がある場合、認証機関は有効な認定の要求事項をいまだ満たしていることを示す最新の証拠書類を提供しなければならない。
2. 有効な認定の対象範囲内で PEFC ST2002:2012 に照らした COC 認証を実行する。
3. PEFC 評議会に対し、PEFC 評議会公示の対象範囲内で発行されたすべての PEFC-COC 認証書とマルチサイト認証書の対象範囲に含まれるすべてのサイト、および、報告済の認証書への変更をすべて記載した報告書を即時かつ信頼性を以って提供する。
4. 要求があれば、PEFC 評議会に対して発行済の PEFC-COC 認証書に関する情報を提供する。この情報には、認証書番号、認証保有者の名前と国名、認証書の状態、発行日、有効期限、および実行されたサーベイランス審査の日付などが含まれる。
5. PEFC 評議会が発行した請求書を受領した場合は、すべての認証書に関する PEFC 年次公示料金を支払う。公示料金の金額は付属書 3「PEFC 公示料金表」で定めるところに従うが、契約書の有効期間内における PEFC 評議会理事会によって変更されることがある。料金金額の変更によって発生する PEFC 評議会と PEFC 公示認証機関との間の契約への変更は、PEFC 評議会が PEFC 公示認証機関あてに変更を書面で伝えた年の翌年から発効する。
6. 認証機関の身元に関するデータおよび/または PEFC 評議会が定めることがあるその他のデータを PEFC 評議会インターネット・データベース上において一般公開することに合意する。
7. PEFC-COC 認証書の保有者に対し、PEFC 評議会に宛てた報告書の情報範囲、および、この情報（認証書保有者の収入金額を除く）が PEFC インフォメーション登録システムにおいて一般公開されることを伝える。
8. 認証書の保有者に対し、PEFC ロゴ使用ライセンスの取得方法を伝える。

7. PEFC 公示の有効期間

PEFC 公示は、該当認証機関の認定の有効期間内で有効である。PEFC 公示は、公示契約に違反があった場合、PEFC 評議会によって即刻終了または一時停止されることがある。

付属書類 1

(注意書：この和訳は参考書類です。実際の申込みには SGEC/PEFC ジャパンの書式をご使用下さい。)

PEFC 公示契約書

(1) **PEFC 森林認証プログラム** (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes、登録所在地：World Trade Centre 1, 10 Route de l' Aeroport, CH- 1215, Geneva, Switzerland) , 「以下 PEFC 評議会」と呼ぶ) と、

(2) **認証機関の名称並びに住所** _____、(以下「PEFC 公示認証機関」と呼ぶ) は、下記の条件において、以下の条項について合意した。

記

- PEFC 公示認証機関は、PEFC 評議会が承認する COC 認証業務を実行する。
- PEFC 評議会は、PEFC 森林認証制度の統治機関であり、PEFC ロゴおよびその主張の所有者である。
- PEFC 公示認証機関は PEFC 公示を授与され、また、PEFC 評議会は PEFC 公示認証機関が認定の対象範囲内でこの契約書の地理的な対象範囲にある国において登録された組織に対して発行する PEFC-COC 認証書を承認する。

第一条 定義

1. 林製品の COC—要求事項

これは PEFC ST 2002:2010 「林製品の COC 認証—要求事項」であり、契約書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2002:2010 は、PEFC 評議会によって変更または他の文書によって代替されることがある。

2. 認証および認定の手順

これは PEFC ST 2003:2012 「PEFC 国際 CoC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項」であり、契約書の一部としてこの契約書に添付される。PEFC ST 2003:2012 は、PEFC 評議会によって変更または他の文書によって代替されることがある。

3. PEFC 公示料金

これらは、PEFC 評議会ガイド PEFC GD 1006:2012 「認可団体が存在しない国において COC 認証業務を行う認証機関に関する PEFC 公示」の付属書 3 が定める料金であり、契約書の一部としてこの契約書に添付される。

4. PEFC 評議会認証書報告の書式

これは、PEFC 評議会ガイド PEFC GD 1006:2012 「認可団体が存在しない国において COC 認証業務を行う認証機関に関する PEFC 公示」の付属書 4 であり、契約書の一部としてこの契約書に添付される。

5. PEFC 公示の地理的な対象範囲

これは、契約文書の一部をなす本契約書の付属書であり、PEFC 評議会によって変更されることがある。該当する地理的対象範囲の変更は、PEFC 評議会による PEFC 公示認証機関に対する書面の通知の日付の翌月から発効する。

第二条 PEFC 公示認証機関の責務

PEFC 公示認証機関は下記の責務を負う。

1. PEFC ST 2003:2012 を順守して発行された有効な認定を有し、保管する。認定における如何なる変更についても PEFC 評議会あてに通知する。要求があれば、有効な認定に適合していることを示す証拠書類を提供しなければならない。
2. 有効な認定の対象範囲において PEFC ST 2002:2012 に照らした COC 認証を実行する。
3. PEFC 評議会に対し、PEFC 評議会公示の対象範囲内で発行されたすべての PEFC-COC 認証書とマルチサイト認証書の対象範囲に含まれるすべてのサイト、および、報告済の認証書への変更をすべて記載した報告書を即時かつ信頼性を以って提供する。
4. 要求があれば、PEFC 評議会に対して発行済の PEFC-COC 認証書に関する情報を提供する。この情報には、認証書番号、認証保有者の名前と国名、認証書の状態、発行日、有効期限、および実行されたサーベイランス審査の日付が含まれる。
5. PEFC 評議会が発行した請求書を受領した場合は、すべての認証書に関わる PEFC 年次公示料金を支払う。公示料金の金額は、付属書 3「PEFC 公示料金表」で定めるところに従うが、契約書の有効期間内における PEFC 評議会理事会によって変更されることがある。料金金額の変更によって発生する PEFC 評議会と PEFC 公示認証機関との間の契約への変更は、PEFC 評議会が PEFC 公示認証機関あてに変更を書面で伝えた年の翌年から発効する。
6. 認証機関の身元に関するデータおよび/または PEFC 評議会が定めることがあるその他のデータを PEFC 評議会インターネット・データベース上において一般公開することに合意する。
7. PEFC-COC 認証書の保有者に対し、PEFC 評議会に宛てた報告書の情報範囲、および、この情報（認証書保有者の収入金額を除く）が PEFC インフォメーション登録システムにおいて一般公開されることを伝える。
8. 認証書の保有者に対し、PEFC ロゴ使用ライセンスの取得方法を伝える。

第三条 PEFC 評議会の責務

1. PEFC 評議会は、PEFC 公示認証機関がこの契約書を順守して発行した認証書を承認し、認証書の保有者に対して PEFC 評議会が定める条件に基づいた PEFC ロゴ使用ライセンスへのアクセスを提供する。
2. PEFC 評議会は、PEFC 公示認証機関に対してこの契約書に影響を及ぼす PEFC 評議会規定や文書の変更を伝える責を負う。

第四条 契約の終了

1. 両当事者は、既知かつ最新の住所に宛てた書留郵便による 3 ヶ月前の通知によって本契約を終了することができる。

2. PEFC 評議会は、PEFC 公示契約のいずれかの条項への違反を信ずるに足る理由がある場合、即刻本契約書を一時停止することが出来る。
3. PEFC 公示認証機関の認定が取り消し、停止、または有効期限の終了となった場合は、その取り消し、停止、または認定有効期間の終了の日付を以って本契約は自動的に終了する。
4. 取り消し、一時停止、または本契約の終了の場合、第四条の 1、 2、 3 項に則り、PEFC 公示料金は PEFC 公示認証機関に返還されない。
5. PEFC 評議会は、いかなる一時停止または終了であっても、それによって PEFC 公示認証機関が被る費用またはその他の損害について弁償をする責を負わない。

第五条 契約の有効期間

本契約は、両当事者による署名によって発効する。

第六条 準拠法

1. 本契約は、スイス法に従う。
2. 本合意から生じるいかなる論争も、スイス最高裁判所への上訴の権利の下に最終的かつ唯一ジュネーブ・カントン裁判所によって解決される。

二部署名

ジュネーブ

日付

日付

PEFC 評議会
事務局長

XXXXXX (PEFC 認証機関名)
代表者

付属書類 2

(注意書き：この和訳は参考書類です。実際の申込みには SGEC/PEFC ジャパンの書式をご使用下さい。)

PEFC公示申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

組織名			
代表者			
住所	番地		
	市町村		
	都道府県		〒
	国		
担当者			
電話		ファックス	
電子メール		URL	

II. 申請の処理のための情報

認定番号/有効期限	
認定機関名	
申請を処理するための書類 <input type="checkbox"/> ISO/IEC17065:2012に照らして発行された認定の証明書であり、対象範囲にPEFC ST 2002:2010に照らした認証であることを明示するもの	

III. 自己宣言

私は、以下を確認する。

- 私は、PEFC認証および公示に関するPEFC評議会の規則を読み、これを受け入れる。
- この申請書に含まれるデータは完結であり、真実である。

申請書の代表者による署名

--

申請処理のための書式

(PEFC評議会事務局用)

I. 申請の処理：

		日付	署名
申請受理の日付	<input type="checkbox"/> Yes		
PEFC 要求事項の順守	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No		
申請者あての契約書の送付	<input type="checkbox"/> Yes		
署名済契約書の受領	<input type="checkbox"/> Yes		
両者による署名済み契約書	<input type="checkbox"/> Yes		

II. PEFC公示料金支払い：

年	金額	支払い日	署名

III. 申請の上訴の処理：

		日付	署名
上訴受理の日付	<input type="checkbox"/> Yes		
上訴に関する決定の処理	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		

IV. PEFC 公示の一時停止および終了：

決定の規則	日付	罰金

付属書類 3

PEFC公示料金表

PEFC 認証企業の売上高 (スイスフラン)	PEFC 公示料金 (スイスフラン)
15 万未満	50
15 万 - 75 万	150
75 万 - 150 万	300
150 万-1,500 万	600
1,500 万-4,500 万	1,000
4,500 万-1 億 5,000 万	2,000
1 億 5,000 万-4 億 5,000 万	3,000
4 億 5,000 万-15 億	4,000
15 億以上	5,000

生産者グループ以外のマルチサイト認証の場合、マルチサイト組織の売り上げはマルチサイト組織の対象範囲に含まれるサイトの売上金額の合計

付属書類 4

(注意書：この文書は参考書類です。実際の報告は SGEC/PEFC の指定書式をご使用下さい。)

PEFC評議会認証報告書書式

(マルチサイト認証に含まれるすべてのサイトを含む認証書ごとに)

連絡用データ：

組織名			
代表者			
住所	番地		
	市町村		
	都道府県		〒
	国		
担当者			
電話		ファックス	
電子メール		URL	

認証書情報：

認証機関名	
認証書番号	
子認証書番号 (当てはまる場合)	
認証書の発行日	
認証書の期限	
認定機関名	
認定番号	
認証主体の昨年度の売上高 (スイスフラン)	

認証製品情報：

製品名	製品コード*	製品の説明	樹種コード (複数可)

* 製品カテゴリーと樹種コードに関しては次ページを参照。

製品コード表

Code	Product categories	
01000	Roundwood	
01010	Sawlogs and veneer logs	
01020	Pulpwood	
01030	Chips and particles	
01040	Wood residues	
01050	Other industrial roundwood	
02000	Fuelwood and charcoal	
02010	Fuelwood (incl chips, residues, pellets, briquets, etc.)	
02020	Charcoal	
03000	Sawnwood and sleepers	
03010	Railway sleepers	
03020	Sawnwood	
04000	Engineered wood products	
04010	Laminated Lumber Products	
04020	Finger Jointed Lumber	
04030	Glue Laminated Products (GluLam)	
04040	Laminated Veneer Lumber (LVL)	
04050	Parallel Strand Lumber (PSL)	
04060	I-Joists / I-Beams	
04070	Trusses & Engineered Panels	
04080	Other	
05000	Wood based panels	
05010	Veneer sheets	
05020	Plywood	
05030	Particle board	
05031		OSB
05032		Other particle board
05040	Fibreboard	
05041		MDF
05042		HDF
05043		Softboard
05043		Hardboard
05044		Insulating board
06000	Pulp	
06010	Mechanical	
06020	Semichemical	
06030	Dissolving	
06040	Chemical	
06041		Unbleached sulphite pulp
06042		Bleached sulphite pulp
06043		Unbleached sulphate (kraft) pulp
06044		Bleached sulphate (kraft) pulp
06050	Recovered paper	
07000	Paper and paper board	
07010	Graphic papers	
07011		Newsprint
07012		Uncoated mechanical
07013		Uncoated woodfree
07014		Coated papers
07020	Household and sanitary paper	
07030	Packaging materials	

Appendix 4: PEFC Council Certificate Reporting Form

07031		Case materials
07032		Folding boardboards
07033		Wrapping papers
07034		Other papers mainly for packaging
07040	Other paper and paperboard	
07050	Converted paper products	
07060	Printed matter	
08000	Wood manufactures	
08010	Packaging, cable drums, pallets	
08011		Packaging and crates
08012		Cable drums
08013		Pallets
08020	Furniture	
08030	Buildings carpentry	
08031		Windows
08032		Doors
08033		Shingles and shakes
08034		Floors
08035		Others
08040	Decorative wood	
08050	Tools and turned wood	
08051		Tools
08052		Children toys
08053		Sport goods
08054		Medical instruments
08055		Other
08060	Other	
09000	Exterior products	
09010	Buildings and their parts	
09020	Garden Furniture/Outdoor Products	
09021		Garden furniture
09022		Playground equipment
09023		Decking
09030	Other	
11000	Cork and cork products	
11010	natural cork and cork waste	
11020	Cork manufactures	
12000	Energy	
13000	Non-wood products	
14000	Other	

List of species		
1	Coniferous	All woods derived from trees classified botanically as Gymnospermae - e.g. fir (Abies), Paraná pine (Araucaria), deodar (Cedrus), ginkgo (Ginkgo), larch (Larix), spruce (Picea), pine, chir, kai (Pinus), etc. These are generally referred to as softwoods.
2	Non-coniferous tropical	All woods derived from trees classified botanically as Angiospermae - e.g. maple (Acer), alder (Alnus), ebony (Diospyros), beech (Fagus), lignum vitae (Gulaioum), poplar (Populus), oak (Quercus), eal (Shorea), teak (Tectona), casuarina (Casuarina), etc. These are generally referred to as broadleaved or hardwoods.
3	Non-coniferous other	Non-coniferous woods originating from tropical countries.
4	Not specified	Non-coniferous woods originating from countries other than tropical.